

物品売買契約書

売主 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「甲」という。）と買主 ○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の事業名・プログラム名等に係る乙の研究課題名において、以下のとおり売買契約を締結する。

（売買）

第1条 甲は、乙に対して別紙記載の物品を本契約書の各条項により売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

（代金額及び支払い期限）

第2条 売買代金額及び支払い期限は、次のとおりとする。

（1）代金総額 ○○, ○○○円（うち消費税額等○○, ○○○円）

（2）支払期限 甲請求書発行月の翌月末日

（3）支払方法 甲の指定する銀行口座に（1）の代金総額を振り込むものとする。

（遅延利息）

第3条 乙は、前条第2号に規定する期日までに同条第1号に定める売買代金総額を甲に支払わない場合には、甲に対して期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権移転の時期）

第4条 甲は第2条記載の代金全額受領と引換えに別紙記載の物品の所有権を乙に移転する。当該物品は本契約の締結日に据え付けられている場所で引き渡されたものとみなす。

（契約不適合責任）

第5条 甲は、乙に対し本物品について現状のままで引き渡すものとし、一切の責任を負わない。

（危険負担）

第6条 別紙記載の物品が、甲の責めに帰すべからざる事由により滅失又は毀損した場合には、その危険は乙が負担する。

（費用の負担）

第7条 本契約の履行に関する費用その他本契約による売買に関する一切の費用は、全て乙の負担とする。

（裁判管轄）

第8条 甲及び乙は、本契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

（協議）

第9条 本契約に定めのない事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 三島良直

乙 〇〇〇
〇〇〇